

## 4 環境農林委員会における柳下礼子県議の質疑

2016年6月20日

付託議案に対する質疑（農林部関係）

Q．柳下委員

- 1 埼玉県産地パワーアップ事業の支援対象者、採択要件、助成内容はどのようになっているのか。
- 2 地域農業再生協議会のこれまでの活動と今後の見通しについて伺う。
- 3 TPPは、国会では決まっていないが、産地パワーアップ事業がなくなってしまうことはないのか。

A．生産振興課長

- 1 対象者は、地域再生協議会が作成する「産地パワーアップ計画」に位置付けられた農業者や農業団体等である。

要件はいくつかある。事業の成果目標として産地全体で生産コスト、集出荷コストの10%以上の削減又は販売額の10%以上の増加等を位置付けること、その後、成果目標について産地全体での検証を行うことが定められている。また、品目ごとに定められた面積要件を満たすことが必要で、水稲50ヘクタール、麦30ヘクタール、大豆20ヘクタール、茶・果樹、露地野菜10ヘクタール、露地野菜の都市的地域は2ヘクタール、施設野菜5ヘクタール、施設野菜の都市的地域は0.5ヘクタールとなっているが、北海道においては、面積要件が異なっている。また、中山間地域は、要件が緩和されている。

助成内容については、穀類乾燥施設、集出荷施設、先進的な機械、例えばGPSを活用した播種機、低コストハウスなどが対象となっている。

- 2 地域農業再生協議会は、おおよそ市町村ご

とにあり、産地パワーアップ計画を作成することになっている。生産調整等の水田協議会、担い手協議会、遊休農地対策協議会が合併したもので、生産調整、担い手、遊休農地についての活動を行ってきており、これからもそのような役割を果たしていく。

- 3 国が示しているTPP対策を積極的に活用して、農村地域の活力を保っていきたい。

Q．柳下委員

まだ国会で決まっていないが、私はTPPについては、反対である。しかし、どのような状況であろうと産地をしっかりとパワーアップさせて守っていく必要がある。5戸以上の農家が参加する1ヘクタール以上の面積で、事業の実施が可能であるとか、中山間地域や埼玉ブランドのお茶での利用であるとかも含めて、産地パワーアップ事業が役に立つのかをしっかりと答えてほしい。大規模なところだけでなく、小さい家族経営の農家などもいくつかまとめて、地域農業再生協議会に申請すれば、採択が可能であるのか。

A．生産振興課長

5戸以上という制限はない。団体を作らなくても、個人の農家が集まって、それぞれが頑張る計画を立てて、産地パワーアップ計画に位置付けられれば、採択は可能である。この事業を活用して、埼玉農業の活力を上げ、農業者をしっかり支援していきたい。